

横浜市境界調査図等の証明等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市境界調査図等の証明等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この要領における用語の意義は、要綱の例によるほか、この要領の各条項で定めるとおりとする。

(証明請求対象地)

第2条 証明請求対象地は、証明を必要とする原因となった土地（筆）で、公図上の道水路に接する全てのものとする。

(請求方法)

第3条 道路台帳図の各交付請求は、横浜市電子申請・届出システムに必要な事項を入力し、電子データ化した第2項又は第3項に掲げる図書をアップロードすることによるものとする。また、電子申請によらない境界調査図等の各交付請求は、図面謄本交付請求書（第1号様式）又は写し証明交付請求書（第2号様式）によるものとする。

2 図面謄本交付請求書には次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 案内図 住宅地図等を使用し、周辺の情報が容易に把握できるものに、証明請求対象地を赤色で明示したもの

(※1 地形図等の住宅等情報が記載されていない地図は、使用できません。)

(2) 法務局備付の地図（公図） 請求日以前3か月以内に取得し、かつ、最新のものに、証明請求対象地及び証明範囲を赤色で明示したもの

(※1 コピーしたものや、登記情報提供サービスにより取得したものも使用できます。

※2 請求場所が筆界未定の場合は、位置関係を特定するため、旧公図等の添付が必要です。添付がない場合は、筆界未定地を構成する土地全てを請求対象地として扱います。

※3 公図境の場合は対測地及び隣接地の公図も必要です。)

(3) 現地実測図 境界調査図等（請求日以前3か月以内に取得し、かつ、最新のもの）に、証明請求対象地、現地の境界標の種類及び請求日以前3か月以内に実測した点間距離（m）を赤色で記入（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで記入）し、証明範囲を明記したもの

(※1 プロット図、地積測量図等の独自に作成された図面ではなく、道路台帳区域線図（横浜市行政地図情報提供システム「よこはまのみち」によるものを含む。）又は道水路等境界調査図を使用してください。

※2 道路台帳区域線図の場合は、証明請求対象地を図面の中心に据えたものを使用してください。

※3 縮尺は指定しませんが、数値が読み取れるものを使用してください。

※4 境界標の種類は、詳細に分類して記入してください。

（市石、民石、鋳物、市プレート、民プレート、市鋳、民鋳、プラスチック杭、木杭、ペンキ、刻み、図上点等）

※5 市石、市鋳物、市プレート、市鋳以外の境界標について、境界調査図等作成時の境界標でない場合は、原則として境界標と認められません。また、劣化の激しい境界標は、亡失していると判断されることがあります。

※6 境界標が法上・法下、民地内、地中等に設置され、目視による発見が容易でない場合は、現地の詳細な状況を記入してください。

市の現地調査時に境界標が確認できない場合、その後に現地立会をお願いする等により、

請求から交付まで1か月以上の期間を要することがあります。

※7 道路台帳図補正に使用する図面謄本を取得する場合は、証明範囲について、事前に補正担当職員と協議し、その承諾を得てください。

(4) 境界標写真 境界標の位置、種類及び測量点分かるよう遠景及び近景を請求日以前3か月以内に撮影した写真を添付するものとし、当該写真には現地実測図と同じ点番号を付し、現地実測図に点番号がない場合は任意の点番号を付すものとする。

(5) その他実施部署が必要と判断した資料等

3 写し証明交付請求書には次に掲げる図書を添付するものとする。

境界調査図等の写し 証明を受けたい境界線を赤色で記入したもの

4 図面謄本の交付期間短縮請求を行う場合は、第2項第3号に規定する現地実測図に、証明日及び「本件請求に係る現地の状況・実測結果については、本図面に記入のとおり相違ありません。」と記載し、土地家屋調査士（法人）又は測量士の記名及び資格登録番号を記入することで、現地の状況及び実測結果について相違ないことを、土地家屋調査士（法人）又は測量士の責任において証明するものとする。

このことにより、第5条に規定する「現地における境界標の有無、種類及び点間距離等の検査」に代えるものとする。

5 電子申請による場合を除き、請求書は、次の各号に定める証明につき、当該各号に定める実施部署の窓口へ提出するものとする。

(1) 道路台帳図の図面謄本及び写し証明並びに市境における境界調査図の図面謄本及び写し証明
道路・交通政策局道路調査課

(2) 境界調査図（市境におけるものを除く。）の図面謄本及び写し証明
各区土木事務所

（※1 いずれの請求書及び添付図書も、郵送、FAX又は電子メールでの受付はできません。

※2 画像が不鮮明なため境界標の種類又は測量点が判別できない写真が含まれる場合は、請求書の受付はできません。）

（証明の範囲）

第4条 証明の範囲は次の各号に定めるものとする。

(1) 図面謄本

証明請求対象地が接する道路の区間のうち必要な部分とする。なお、境界調査完了時や道路台帳図補正に伴う請求等で、当該証明範囲を超える部分が必要な場合は、その理由の分かる資料、図面等を請求書に添付し、事前に担当職員と協議し、その承諾を得てください。

※1 区域の証明であるため、証明請求対象地側のみでなく、対側地も含みます。

※2 震災・戦災復興地区等の街区により図面が作成されている場合は、街区単位での証明となります。ただし、街区の一部での証明はできません。

(2) 写し証明

ア 道路台帳図の場合は、A3図面1枚、縮尺1/500で、証明請求対象地に接する最小限の辺長を含めた南北約135m、東西約165mの範囲

イ 境界調査図の場合は、保管図面1枚で表示されている範囲

（審査）

第5条 要綱第5条第1項により受け付けた図面謄本交付請求書は、証明請求対象地の対側地を含む証明範囲について、第3条第2項第3号に規定する現地実測図に基づく境界標の有無、種類及び点間距離等の確認並びに現地における境界標の有無、種類及び点間距離等の検査を行うものとする。

(境界標の復元)

第6条 図面謄本交付請求の場合で、現地調査の結果、証明範囲内の境界標が亡失している場合又は点間距離が第2項に定める許容誤差を超えているときは、第3項に定める手続きにより、これらの境界標の復元が全て完了した後に証明を交付する。

2 許容誤差は次の各号のとおりとする。

(1) 境界調査図等の点間距離が10m未満の場合

実測した点間距離が境界調査図等に記載されている点間距離の±3cm以内

(2) 境界調査図等の点間距離が10m以上の場合

実測した点間距離が境界調査図等に記載されている点間距離の±5cm以内

3 境界標の復元手続きは次の各号のとおりとする。

(1) 道水路等境界調査申請

原則、道水路等境界調査申請によるものとする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

(2) 境界復元連絡票を伴う道水路等境界調査申請

証明範囲内における境界標が複数亡失している場合及び点間距離が許容誤差を超えており境界標の移設が必要な場合で、第4項のいずれかの条件を満たすときは、道路・交通政策局道路調査課が作成する境界復元連絡票を伴う境界調査申請で復元することができる。

(3) 境界標設置届

証明範囲内における境界標が1箇所のみで亡失であって、請求者が境界標の設置作業を行い、かつ、設置箇所に隣接する土地所有者から境界標設置についての確認書を受領することが可能である場合は、実施部署と協議のうえ、第4項のいずれかの条件を満たすことにより、境界標設置届(第3号様式)による復元ができる。この場合、次に掲げる図書を添付する。

ア 設置箇所に隣接する土地所有者の確認書

(※1 公簿上の所有者が死亡しているときは、相続権を有する者とし、相続関係を確認できる書類の添付が必要です。)

イ 案内図

ウ 設置箇所の法務局備付の地図(公図)(境界標設置届提出日以前3か月以内に取得し、かつ、最新のものに、境界標の設置箇所を赤色で明示したもの)

エ 設置箇所に隣接する土地の全部事項証明書又は現在事項証明書(境界標設置届提出日以前3か月以内に取得し、かつ、最新のもの)

オ 境界調査図等 境界標設置届提出日以前3か月以内に取得し、かつ、最新のもの

カ 復元検討図 設置箇所、設置箇所の1点先(ただし、設置箇所の1点先が亡失又は較差の範囲を超えている場合は2点先)までの境界調査図等の点間距離等を記載し、現地実測結果及び復元予定距離等(距離は小数点第3位まで記入。座標付き(任意座標可。))を記載した任意の図面

キ 設置箇所及び設置箇所の1点先の写真(遠景、近景及び周囲の構造物の状況が分かる写真数枚)

※1点先の写真は亡失箇所も含む。この場合、ペンキ等により印をつけて撮影すること。

ク 設置後に復元箇所に係る第3条第2項に規定する書類に準ずるもの(ただし、この場合の現地実測図は座標(任意座標可)を付与するものとする。)

なお、上記クの書類を提出し、本市の審査(原則、書面審査。必要に応じ現地検査。)を経ることにより、検査とすることができるものとする。

4 境界復元連絡票及び境界標設置届による復元は、次の各号のいずれかの条件を満たす場合とする。

(1) 復元箇所が、既存の有効な境界標3箇所以上から復元可能である。

(2) 復元箇所が、座標のある境界標で、座標のある既存の有効な境界標2箇所以上から復元可能である。

(3) 復元箇所が、道路台帳図を街区で管理している地区内にあり、既存の有効な境界標2箇所以上から復元可能である。

- 5 写し証明請求の場合で、請求対象地側の最小限の区間内で現地境界標の埋設が必要なときは、図面謄本の請求に係る復元作業に準じた取扱いができるものとする。ただし、設置届による復元で、前項第2号の条件を満たす場合については、証明請求対象地側の最小限の区間内における境界標の複数の亡失点のうち、1箇所のみでの復元であっても取扱いができるものとする。

なお、証明日から3箇月以内の場合も同様とする。

(証明交付標準期間)

第7条 図面謄本及び写し証明の交付に要する標準期間は、次の各号のとおりとする。なお、図面謄本交付請求の場合で前条に定める境界標の復元の必要がある場合は、次の各号の規定にかかわらず、復元作業完了後の交付とする。

(1) 図面謄本

道路台帳図	請求書の受付日から約1か月
市境における境界調査図	請求書の受付日から約1か月
境界調査図(市境におけるものを除く。)	請求書の受付日から約2週間

(※1 交付期間短縮請求の場合は、「約1か月」とあるのを「約2週間」に短縮できます。

※2 上記期間内に休日を含む場合は、交付までに日数を要することがあります。)

(2) 写し証明

請求書の受付日の翌日から起算して3開庁日後の午後2時

(手数料)

第8条 手数料は、横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)に基づき、次の各号のとおりとする。

(1) 境界調査図等の図面謄本 1筆につき 600円

(2) 境界調査図等の写し証明 1件につき 300円

ただし、道路台帳図の場合は交付図面1枚を1件とし、道水路等境界調査図の場合は保管図面1枚を1件とする。

- 2 前項の手数料は、電子申請による場合にはオンライン決済にて、また、電子申請によらない場合には納付書にて納付するものとする。

(各交付請求の取下げ)

第9条 各交付請求を取り下げる場合は、当該請求者は、請求取下げの旨及び取下日を記載した書面を実施部署に提出しなければならない。この場合において、第6条第3項第2号に規定する復元のために各区土木事務所に境界調査申請をしている場合は、当該各区土木事務所へ当該境界調査申請の取下げ手続きをしなければならない。

- 2 一度、実施部署で受け付けた請求書及び添付図書は、返却しない。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式

『 道 路 台 帳 図 』
『 道 水 路 等 境 界 調 査 図 』

図面謄本交付請求書

年 月 日

横 浜 市 長

請求者	住 所
	氏 名
	電 話
	担 当 者
	連 絡 先

※法人の場合は、その事務所の所在地、名称及び代表者氏名
□期間短縮請求 左記の場合の証明者 □土地家屋調査士(法人)□測量士

年 月 日、請求対象地に接する道路(両側を含めた証明範囲に係る道路)の現地調査を行い、全ての境界標の有無及び実測値について、現地実測図のとおり確認しました。図面謄本として証明してください。

1	請求対象地 (地番)	横浜市 区 町 丁目 番
2	請求理由	<input type="checkbox"/> 土地売買 <input type="checkbox"/> 登記(分筆等) <input type="checkbox"/> 地積測量(境界確定) <input type="checkbox"/> 開発行為【帰属なし】 <input type="checkbox"/> 開発行為【帰属あり】 <input type="checkbox"/> 道路台帳平面図作成・補正申請(道路台帳補正) □ その他()
3	必要部数	部
4	図面番号	冊 号 () : LD / MD - - -
5	添付書類	(1) 案内図 住宅地図など現地の周辺が詳細に記載されている図面 ※請求上の注意3参照 (2) 公図 請求日から3か月以内の最新の図面 ※請求上の注意3参照 (3) 現地実測図 請求日から3か月以内の道路台帳図又は道水路等境界調査図の写しに現地の点間距離及び境界標の種別を記入したもの (4) 境界標写真 ・境界標の位置、種類及び測量点ができるように撮影(遠景・近景) ・現地実測図と同じ点番号(又は任意の点番号)を記載
		交付期間短縮請求時に添付 (5) 上記(3)現地実測図に、証明日及び「本件請求に係る現地の状況・実測結果については、本図面に記入のとおり相違ありません。」と記載し、証明者の記名及び資格登録番号を記入することにより証明したもの

(請求上の注意) ※請求前にご一読ください。

- 1 図面謄本交付範囲は、原則として請求対象地単位(筆単位)が交付対象となり、請求対象地を含む最小限の範囲での交付となります。道路台帳補正等に伴い、請求対象地に対する最小限以上の証明範囲が必要な場合は、説明資料・図面を追加添付し、必要理由等を担当職員にご相談ください。
- 2 請求対象地は、証明を必要とする目的地のうち、道水路に接する公図上の土地の全ての地番を記入してください。
- 3 案内図には請求対象地を、公図には請求対象地及び証明範囲を赤色で記入してください。
- 4 現地実測図の点間距離及び境界標の種類は、道路台帳図又は道水路等境界調査図の写しに赤色で記入してください。

受付欄		境界調査図	決裁年月日	年 月 日
			整理番号	冊 号
			図面番号	最新 <input type="checkbox"/>
		道路台帳	図面番号	() LD / MD - -
			任意コード番号	
			交付決裁年月日	年 月 日
請求	一般・短縮	文書番号	第 号	
納付書	交付・未交付	摘 要		
手数料	筆部			
	円	受領のサイン	受領日 /	お名前

第2号様式

『道路台帳図』 写し証明交付請求書
『道水路等境界調査図』

年 月 日

横浜市 長

請求者 住所 (所在地) _____
 氏名 (名称) _____
 電話 _____
 担当者 連絡先 _____

下記のとおり 道路台帳図 道水路等境界調査図 の写し証明を請求します。

主な目的		<input type="checkbox"/> 土地売買 <input type="checkbox"/> 登記関係 (分筆、地積更正、地図訂正等) <input type="checkbox"/> 財産保全 <input type="checkbox"/> 境界確定 <input type="checkbox"/> 国有地払下げ・物納 <input type="checkbox"/> その他 ()							
		区名	町名	代表地番	必要部数 A	境界調査図の場合は記入		職員使用欄	
						図面番号	保管図面枚数 B	図面枚数	手数料
請求対象地	1				部	冊	号		
	2				部	冊	号		
	3				部	冊	号		
	4				部	冊	号		
	5				部	冊	号		
添付書類	道路台帳図又は道水路等境界調査図の写しに証明を受けたい境界線を赤色で記入したもの (複数箇所、複数図面の請求をする場合は、通し番号を右上に記載してください)							計	計

(請求上の注意) ※請求前にご一読ください。

- ※ 1. 上記太線内の事項について記入してください。
- ※ 2. 本証明は図面が本市の保管図面の写しであることを証明するものです。本市が図面と現地の一致を確認して証明するものではありません。必要に応じて、ご自身で確認してください。
- ※ 3. 手数料は、道路台帳図の場合は交付図面1枚、境界調査図の場合は保管図面1枚につき1部300円です。(境界調査図の場合の算出式：必要部数A×保管図面枚数B×300円)
- ※ 4. 道路台帳区域線図による証明図面の縮尺は1/500です。
- ※ 5. 境界調査図はA2変形のサイズになっているものがあるため、A3用紙1枚に収まらず2枚に分割される場合があることをご了承ください。A3用紙1枚に収めるように縮小(70%程度)印刷された図面の交付を希望される方は窓口でご相談ください。

受付欄	文書番号	第 号
	摘要	
	受領のサイン	受領日 / お名前
	納付書	交付・未交付

(表)

第3号様式

膳本	写し証明
受付番号	

境界標設置届

年 月 日

横浜市 長

請求者 住所
(所在地)
氏名
(名称)
電話

担当者 連絡先

※法人の場合は、その事務所の所在地、名称及び代表者氏名

年 月 日付の図面膳本・写し証明請求につき、**請求範囲内**で境界標が**1箇所**亡失しているため、次のとおり境界標の設置を届け出ます。

- 1 設置箇所 横浜市 区 町 丁目 番
- 2 図面 道路台帳図 () LD/MD - -
 境界調査図 区 冊 号
- 3 届出理由 図面膳本請求に基づく1点復元(亡失)
 写し証明請求に基づく1点復元(亡失)
- 4 添付書類 ※この設置届に添付する案内図、公図については、図面膳本・写し証明請求書とは別に1部ずつ必要となります。

- ①土地所有者の確認書(裏面)
(※現住所が設置箇所の土地の全部事項証明書又は現在事項証明書の住所と異なる場合は双方の住所を確認書に併記することを要する)
- ②案内図
- ③設置箇所の公図(3か月以内の最新のもの。境界標の設置箇所を赤色で表示)
- ④設置箇所の土地の全部事項証明書又は現在事項証明書(3か月以内の最新のもの)
- ⑤道路台帳図又は境界調査図の写し(3か月以内の最新のもの)
- ⑥復元検討図
※設置箇所、設置箇所の1点先(ただし、設置箇所の1点先が亡失又は較差の範囲を超えている場合は2点先)までの道路台帳図又は境界調査図の点間距離等を記載し、現地実測結果及び復元予定距離等(距離は小数点第3位まで記入。座標付き(任意座標可)。)を記載した任意の図面
- ⑦設置箇所及び設置箇所の1点先の写真(遠景、近景、周囲の構造物の状況が分かる写真数枚)
※1点先の写真は亡失箇所も含む。この場合、ペンキ等により印をつけて撮影すること。
- ……⑧～⑨の書類は設置後に提出してください。……
- ⑧設置後の写真(遠景、近景)
- ⑨現地実測図
※復元箇所に係る現地実測図(距離は小数点第3位まで記入。座標付き(任意座標可))に、測量日及び「本件に係る現地の状況・実測結果については、本図面に記入のとおり相違ありません。」と記載し、土地家屋調査士(法人)又は測量士の記名及び資格登録番号を記入した任意の図面

(以下記入不要)

境界標の種類	<input type="checkbox"/> 市石	<input type="checkbox"/> 鋳物	<input type="checkbox"/> 市鋳	<input type="checkbox"/> プレート
境界標支給日	年 月 日			
現地検査年月日	年 月 日			
受付欄	道路台帳図 () LD / MD - -			
	設置対象図面	境界調査図 区 冊 号		
	備考欄			

境界標復元に関する土地所有者の確認書

年 月 日

横浜市 長

私が所有する次の土地と道路・水路等との境界について、境界標が1点亡失しているため道路台帳図・道水路等境界調査図のとおり、現地に復元することを確認します。

土 地 所 有 者		
設置箇所の 所在(地番)	住 所	署名又は記名押印 (法人の場合は代表者印) 電話番号
横浜市 区 町 丁目 番	現住所	(署名又は記名押印)
	登記事項証明書・登記事項要約書の住所(現住所と異なる場合のみ)	(電話番号)
横浜市 区 町 丁目 番	現住所	(署名又は記名押印)
	登記事項証明書・登記事項要約書の住所(現住所と異なる場合のみ)	(電話番号)
横浜市 区 町 丁目 番	現住所	(署名又は記名押印)
	登記事項証明書・登記事項要約書の住所(現住所と異なる場合のみ)	(電話番号)
横浜市 区 町 丁目 番	現住所	(署名又は記名押印)
	登記事項証明書・登記事項要約書の住所(現住所と異なる場合のみ)	(電話番号)
※ 境界標設置後、横浜市道路・交通政策局又は各区土木事務所にて復元箇所に関する検査を行います。		
備 考 欄		